

島本町介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表（令和８年６月版）

島本町の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメントについて、当該サービスコードを使用して第１号事業支給費を請求します。

なお、事業所の所在地に関わらず、島本町の地域区分単価（※以下を参照してください）により算定します。

サービス種別	サービス 種別コード	備 考
指定相当訪問型サービス	A 2	訪問型サービスの現行相当の指定を受けた事業者が使用 ●地域区分単価：10.42 円
訪問型サービス（緩和型）	A 4	訪問型サービスの緩和型の指定を受けた事業者が使用（サービス A－１）、町と訪問型サービス（緩和型）のサービス提供の委託契約を締結した事業者が使用（サービス A－２） ●地域区分単価：10.42 円
指定相当通所型サービス	A 6	通所型サービスの現行相当の指定を受けた事業者が使用 ●地域区分単価：10.27 円
通所型サービス（緩和型）	A 8	通所型サービスの緩和型の指定を受けた事業者が使用（サービス A） ●地域区分単価：10.27 円
通所型サービス（短期集中）		町と通所型サービス（短期集中）のサービス提供の委託契約を締結した事業者が使用（サービス C） ●地域区分単価：10 円
介護予防ケアマネジメント	A F	指定介護予防支援事業所・指定居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを提供した際に使用 ●地域区分単価：10.42 円

訪問介護相当サービス
(令和8年6月1日以降)

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位 日割りの場合		39単位 39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位 日割りの場合		77単位 77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に3回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位 日割りの場合		123単位 123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位 287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	① 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位 179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			② 所要時間45分以上の場合	220単位 220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位 163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算 -12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位減算 -1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算 -23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割りの場合	1単位減算 -1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算 -37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割りの場合	1単位減算 -1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算 -3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助が中心である場合	①所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算 -2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				②所要時間45分以上の場合	2単位減算 -2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算 -2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算 -12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	1単位減算 -1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算 -23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割りの場合	1単位減算 -1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算 -37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割りの場合	1単位減算 -1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算 -3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2) 生活援助が中心である場合	①所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算 -2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				②所要時間45分以上の場合	2単位減算 -2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算 -2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算	1回につき	

A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算			1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算			1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算			1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算			1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算			1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算		

訪問型サービス(緩和)
(令和8年6月1日以降)

サービスコード 種類項目		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	利用者 負担額(円)	算定 単位
A4	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービスA-1(45分)	事業対象者、要支援1・2	206単位	206	250	1回につき
A4	1112	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービスA-1(30分)		144単位	144	200	
A4	1113	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービスA-2(45分)		118単位	118	250	
A4	1114	訪問型独自サービスⅣ	訪問型サービスA-2(30分)		83単位	83	200	

通所介護相当サービス
(令和8年6月1日以降)

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位		日割りの場合	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位		日割りの場合	119単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで			436単位	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで			447単位		447
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2		4単位減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2		4単位減算	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 ※下記参照			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	

A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 1	フ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 111/1000 加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 1			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 1			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 1			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 2		利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 117/1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 2			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 2			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 2			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算		

※ 事業所が送迎を行わない場合については、通所型独自サービス11を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、通所型独自サービス12を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6 9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

島本町総合事業サービスコード

通所型サービス(緩和・短期集中)
(令和8年6月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	利用者 負担額(円)	算定 単位
種類	項目							
A8	1111	通所型独自サービスⅠ	通所型サービスA	事業対象者、要支援1・2	305単位	305	350	1回につき
A8	2111	通所型独自サービスCⅠ	通所型サービスC(居宅)		500単位	500	350	
A8	2112	通所型独自サービスCⅡ	通所型サービスC(通いの場)		1,000単位	1,000	350	

介護予防ケアマネジメント
(令和8年6月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA 事業対象者、要支援1・2	442単位	442	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA＋高齢者虐待防止 措置未実施減算		高齢者虐待防止 未実施減算 所定単位数の 1%減算	438	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA＋高齢者虐待防止 措置未実施減算＋業務継続計画未策定減算		業務継続計画未 策定減算 所定単位数の 2%減算	434	
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA＋業務継続計画未 策定減算		442単位 業務継続計画未策定減算 所定単位数の 1%減算	438	
AF	2001	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントB 事業対象者、要支援1・2	221単位	221	
AF	2002	介護予防ケアマネジメントB＋高齢者虐待防止 措置未実施減算		高齢者虐待防止 未実施減算 所定単位数の 1%減算	219	
AF	2003	介護予防ケアマネジメントB＋高齢者虐待防止 措置未実施減算＋業務継続計画未策定減算		業務継続計画未 策定減算 所定単位数の 2%減算	217	
AF	2004	介護予防ケアマネジメントB＋業務継続計画未 策定減算		221単位 業務継続計画未策定減算 所定単位数の 1%減算	219	
AF	4000	介護予防ケア初回加算	初回加算 事業対象者、要支援1・2 300単位加算		300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	委託連携加算 事業対象者、要支援1・2 300単位加算		300	
AF	1005	介護予防ケアA処遇改善加算11	介護予防ケアマネジメントA 事業対象者、要支援1・2 所定単位数の2.1%加算 (9単位)			
AF	1006	介護予防ケアA処遇改善加算12	介護予防ケアマネジメントA 事業対象者、要支援1・2 所定単位数の2.1%加算 (15単位)			
AF	1007	介護予防ケアA処遇改善加算13	介護予防ケアマネジメントA 事業対象者、要支援1・2 所定単位数の2.1%加算 (16単位)			
AF	1008	介護予防ケアA処遇改善加算14	介護予防ケアマネジメントA 事業対象者、要支援1・2 所定単位数の2.1%加算 (22単位)			
AF	2005	介護予防ケアB処遇改善加算11	介護予防ケアマネジメントB 事業対象者、要支援1・2 所定単位数の2.1%加算 (6単位)			
AF	2006	介護予防ケアB処遇改善加算12	介護予防ケアマネジメントB 事業対象者、要支援1・2 所定単位数の2.1%加算 (7単位)			
AF	2007	介護予防ケアB処遇改善加算13	介護予防ケアマネジメントB 事業対象者、要支援1・2 所定単位数の2.1%加算 (11単位)			
AF	2008	介護予防ケアB処遇改善加算14	介護予防ケアマネジメントB 事業対象者、要支援1・2 所定単位数の2.1%加算 (17単位)			

※委託連携加算は、利用者一人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定が可能です。